

## 「長野市立地適正化計画（素案）」に対する意見募集等の結果

長野市立地適正化計画（素案）の内容を公表して、市民の皆様からご意見等を募集しました。いただいたご意見・ご提案と、それに対する本市の考え方を下記のとおり取りまとめました。

なお、提出いただいたご意見・ご提案は、取りまとめの便宜上、趣旨を損なわない程度に要約いたしました。

### 記

#### 1 募集期間

平成29年1月11日（水）から1月31日（火）

#### 2 周知方法

- (1) 長野市ホームページに掲載
- (2) 広報ながの1月号に掲載
- (3) 市役所都市計画課、行政資料コーナー、各支所での閲覧
- (4) 新聞報道等

#### 3 集計結果

##### (1) 受理件数

7件（3人）

##### (2) 提出方法の内訳

直接提出	郵送	ファクシミリ	電子メール	電子申請	合計
0通	0通	0通	1通	2通	3通

##### (3) 意見に対する市の考え方

A：意見等により素案を修正・追加する	1件
B：素案に盛り込まれており修正しない	1件
C：素案は修正しないが今後の取り組みにおいて検討又は参考とする	2件
D：検討の結果素案に反映しない	0件
E：その他（質問への回答、状況説明）	3件

##### (4) 意見等の内容

意見等に対する長野市の考え方と計画への反映状況等は、別添のとおり

番号	案の該当箇所		意見・提案等の概要	市の考え方	対応状況
	頁	項目			区分
1	本編 P 19 24	第4章 居住誘導 区域	区域設定の基準として、「公共交通利用可能エリア」「施設が身近に存在するエリア」といった基準は設けないのですか。また、そのような情報は区域設定の過程で反映されているのですか。	公共交通や生活利便施設の立地状況については、本編のP10～、参考資料P5～にて検証を行っております。その上で、今回の区域設定については、従来の市街化区域をもとにP24で示したフローチャートにより定めています。基本的には、公共交通網の利用可能エリアや施設利用可能エリア等を勘案して定めるものですが、あわせて、地域の成り立ちや一定の人口集積がある状況、また、現在までの用途地域による土地利用の誘導等についても十分留意する必要があります。以上を踏まえて、主要な公共交通網の利用可能エリアや施設利用可能エリアを包含し、一定の人口密度が確保されている市街化区域をもとに設定したものです。	E:その他(質問への回答、状況説明)
2	本編 P 30 31	第4章 都市機能 誘導区域	都市計画マスタープランに位置づけられた「生活拠点」にも都市機能誘導区域を設定してはどうですか。	本計画では、限られた資金や期間で、重点的・戦略的に課題に対応するため都市機能誘導区域を4箇所に設定しています。また、日常生活に必要な機能で徒歩圏などに立地が必要な施設については、拠点に限らず人口集積に応じて立地することが望ましいため、都市機能誘導区域に立地を限定しないとしています。ご指摘の生活拠点については都市計画マスタープランにおいて、既存の土地利用制度による生活利便施設の立地誘導や都市拠点とのネットワークの充実などにより市民生活の維持・向上を図ります。	C:素案は修正しないが今後の取り組みにおいて検討又は参考とする
3	本編 P 62	第6章 数値目標	数値目標の指標2として、「市民1人あたりの公共交通の利用回数」が示されていますが、現状値の128.9回/年というのは感覚的に多く感じます。目標の意図は、公共交通を利用する絶対数を増やすことにあるのですか、利用する市民の数を増やすことにあるのですか。	数値目標の指標2は、本計画の上位計画である第五次長野市総合計画における目標数値を用いて「市民1人あたりの公共交通の利用回数」としております。これは、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの「ネットワーク」の部分を評価するものです。指標は、市内における電車・バス・タクシーの年間の利用総計を人口で除して算出しております。現在の公共交通サービス水準を将来に亘り提供するには、利用環境の充実と併に、市民一人ひとりが「地域の公共交通を支える」という意識のもと、公共交通の利用を促進することが必要であるとの考えから、平成26年(平成27年は御開帳開催のため)の実績値を基に年間132.1回と設定しております。	E:その他(質問への回答、状況説明)
4	—	第4章 居住誘導 区域	計画対象範囲に含まれるものの、居住誘導区域から外れる区域における方策について触れられていません。居住誘導区域に含まれない地域の土地利用の考え方について方向性を示してほしいです。市街化調整区域の集落は今後も人口が減少することが予想され、集落地域における生活環境や活力の維持のための方策が必要と思われる。	立地適正化計画の区域のうち居住誘導区域外のエリアの土地利用方針については、都市計画マスタープランに示しております。ご指摘のとおり、市街化調整区域などの田園集落地域では、人口の減少による生活環境やコミュニティーの維持が困難になる恐れがあることから、生活中心地の維持や公共交通のネットワーク化などにより市民生活の維持に取り組めます。	C:素案は修正しないが今後の取り組みにおいて検討又は参考とする
5	—	第4章 都市機能 誘導区域	北長野地区は、市内でも希少な交通結節点であるにもかかわらず、ポテンシャルが活かしきれていない印象があります。事業所などを誘導施設として定め、市街地再開発事業などにより都市機能の集積を図ってはどうですか。また、当該地区は北長野駅や信濃吉田駅を利用する学生が多いことなどから、若者が交流できるスペース(ex.えんぱーく(塩尻市))があると、活力・賑わいの創出につながるのではないですか。併せて、安全な自転車走行空間の確保や、このエリアを起点としたバス路線も検討が必要と思われる。	都市機能誘導施設は、都市再生特別措置法により「都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設」と規定されており、都市の居住者に商品やサービスを提供する機能を有しない事務所等の施設は誘導施設として定めることができません(資料編P4参照)。ご指摘のとおり北長野地区の都市機能の向上を図るため、学生の利用が多いなどの地区特性を活かした施設の立地は誘導すべきものと考えており、具体の施設の整備計画が定まった時点で誘導施設の追加設定など計画の見直しを行いたいと考えております(本編P46)。また、自転車走行空間の確保やバス路線の検討については、本編P61～の「公共交通充実のための施策」として取り組むと併に、策定中の地域公共交通網形成計画と連携を図りながら進めたいと考えております。	B:素案に盛り込まれており修正しない

6	—	第6章 数値目標	<p>市民一人当たりの公共交通利用回数として、現状値と目標値が示してありますが、それぞれの根拠を教えてください。また、根拠は参考資料に掲載して頂きたいと思ます。市民の感覚としては、数値が大きすぎると思ます。</p>	<p>指標は、市内における電車・バス・タクシーの年間の利用総計を人口で除して算出しております。現在の公共交通サービス水準を将来に亘り提供するには、利用環境の充実と共に市民一人ひとりが「地域の公共交通を支える」という意識のもと、公共交通の利用を促進することが必要であるとの考えから設定しております。</p> <p>指標設定の根拠については、本編の該当ページに注を設け掲載します。</p>	A:意見等により素案を修正・追加する
7	本編 P 40 ～ 47		<p>篠ノ井駅東口周辺には暮らしに必要な施設が集積していますが、商店街の賑わいが失われつつあります。一方で当該エリアでは、公共施設のリニューアルや道路整備などの計画が進み、人の流れが戻ることを期待されています。</p> <p>南部図書館の建替え場所の選定にあたっては、現施設が現地に建設された歴史的背景や、施設の集積状況などを勘案して駅東口にしてほしいです。</p> <p>施設の計画は、図書機能だけでなく市民が集い交流ができる複合施設となるよう、専門家の協力を得ながら市民参加によるプロセスにより策定することを望みます。</p>	<p>篠ノ井駅周辺は、市南部の地域拠点として、広域的な交流の促進や生活文化機能の集約により、都市機能を向上させる街づくりが必要と考えております。</p> <p>篠ノ井地区の公共施設のありかたについては、公共施設再配置計画等の他部局と連携や地域意見を集約した施設計画の策定を目指していくものと考えております。</p>	E:その他(質問への回答、状況説明)